

# 農中総研 調査と情報

## 2009.1 (第10号)

### ■ レポート ■

#### ● 農林水産業 ●

みかん農業の現状 ..... 2

#### ● 農漁協・森組 ●

イタリアの農協 ..... 4

最近の農業制度資金の動向と注目点 ..... 6

#### ● 経済・金融 ●

CO<sub>2</sub> 排出量取引制度をめぐる内外の動向 ..... 8

新たな店舗戦略 ―バリアフリー化を中心に― ..... 10

### ■ 寄稿 ■

カナダのコミュニティー、ブラジルの農村、日本のむら ..... 12  
(元筑波大学 坪井伸広)

### ■ 現地ルポルタージュ ■

女性の力を結集し日々の工夫・商品開発力に強みを発揮  
―富山県立山町の「食彩工房たてやま」― ..... 14

将来の酪農の担い手たち ―JA 計根別青年部 (北海道) ― ..... 16

農協生産部会における環境適応の原動力 ―JA ふくおか八女 八女電照菊部会― ..... 18

現地に見る大規模稲作経営 ..... 20

### ■ 最近の調査研究から ■

当社の定期刊行物に掲載された論文を紹介するコーナー ..... 22

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。



## みかん農業の現状

基礎研究部 副部長 清水徹朗

### 1 果実の需給動向

日本の果実(果汁を含む)の総需要量は860万トンであり、そのうち国産は349万トンで自給率は41%である(07年)。日本の果実需要は、戦後の経済成長に伴って70年代初頭まで増加を続けたが、70年代後半以降はほぼ横ばいで推移している。そのなかで輸入量が増加しているため、国内の生産量は減少している。

日本で生産される果実のうち、みかんが107万トン、りんごが84万トンであり(07年)、この2品目で果実生産量の55%を占め、みかんとりんごが日本を代表する果実である(3位以下は梨、柿、ぶどう、桃)。

なお、果実消費のうち果汁の消費量は伸びているが、生鮮果実の消費量は減少しており、特に若年層の生鮮果実離れが著しい。

### 2 みかんの需給動向

みかんは所得上昇に伴って需要量の増加が見込まれたため、基本法農政のなかで選択的拡大品目として位置づけられ、西日本各地でみかん畑が造成された。その結果、みかんの栽培面積はピーク時の73年には17.3万haと60年の3倍になり、みかんの生産量も78年には367万トンに達した。

しかし、農産物輸入自由化等により果実の輸入が増大したこと、他の果実やいちご、メロンの生産が増大したことなどによりみかんの需要量は期待したほどは伸びず、みかんは70年代より生産過剰となった。そのため、70年代後半から廃園等の生産調整が行われ、90年には栽培面積が8.1万haとピーク時の半分以下になった。

さらに、米国からの圧力によって91年にオレンジ、92年よりオレンジジュースの輸入が自由化され、95年からはウルグアイラウンド

合意によってオレンジ、オレンジジュースの関税率が削減された。これによりみかんの生産量はさらに減少し、07年にはみかんの栽培面積は5.2万haまで減り、生産量はピーク時の3割程度になっている(第1図)。

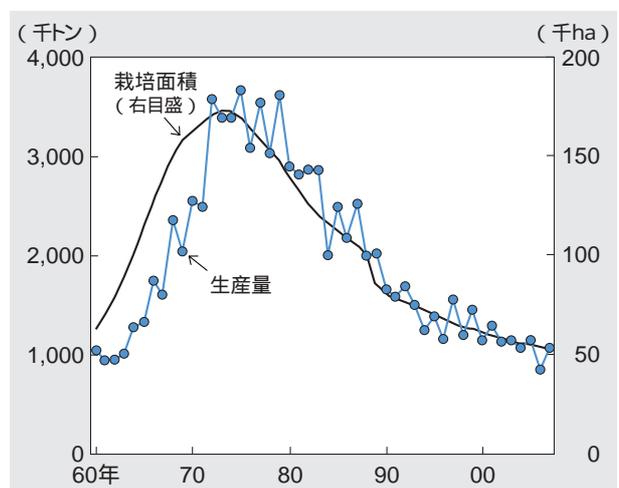
こうしたなかで生産者は温州みかん以外のかんきつ類(ネーブル、いよかん等)への転換を進め、07年においてみかん以外のかんきつ類の栽培面積は3.0万haになっている(ただし、なつみかんやはっさくの栽培面積は減少している)。

### 3 かんきつ類の輸入動向

みかんの輸入は防疫上の理由(ミバエ等)からほとんど行われていないが、他のかんきつ類は07年において36.6万トンの輸入があり(うちグレープフルーツ21.3万トン、オレンジ8.6万トン、レモン6.1万トン)、かんきつ類の輸入量はみかんの生産量の4割近くになっている。ただし、オレンジの輸入量は、輸入自由化後に急増し94年には19.0万トンになったが、その後減少に転じている。

オレンジジュースの輸入量も輸入自由化後

第1図 みかんの栽培面積・生産量の推移



資料 農林水産省「耕地及び作付面積統計」「果樹生産出荷統計」

**第1表** 規模別みかん農家戸数

(単位 戸, %)

みかん栽培面積	95年	00	05	00/95	05/00
0.1ha未満	11,355	3,509	3,164	69.1	9.8
0.1-0.3	25,783	15,833	11,461	38.6	27.6
0.3-0.5	22,911	17,613	13,264	23.1	24.7
0.5-1.0	28,207	22,867	18,019	18.9	21.2
1.0-1.5	12,527	10,371	8,225	17.2	20.7
1.5-2.0	6,828	5,915	4,900	13.4	17.2
2.0ha以上	7,563	7,462	6,959	1.3	6.7
計	115,174	83,570	65,992	27.4	21.0

資料 農林水産省「農業センサス」

増大し、07年の輸入量は9.4万トンになっている(輸入先はブラジルが8割を占める)。また、かつて日本の輸出品目であったみかん缶詰は、円高のなかで輸出量は急減し、現在では主に中国からかんきつ調製品を6.6万トン輸入している。

なお、日本はみかんの輸出もしているが、07年の輸出量は5千トン(輸出先はカナダが7割)で、生産量に対する輸出量の比率は小さい。

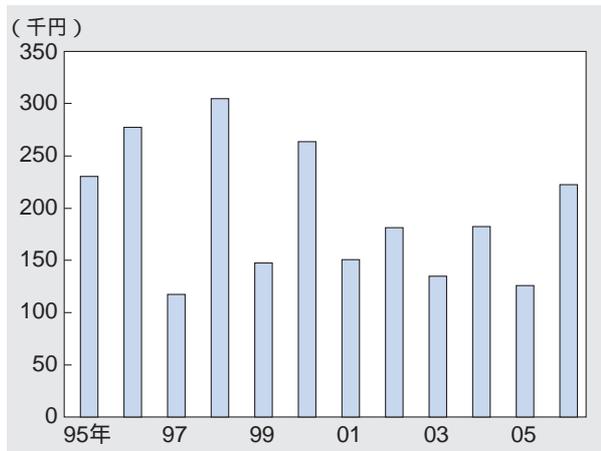
#### 4 みかん農家の現状

みかんの需給構造の変化につれて、みかん農家の数も大きく変動した。60年に21万戸であったみかん農家数は70年には37万戸に増大し、当時は東海以西の農家の1割以上がみかんを栽培していた。しかし、需要減少に伴ってみかん農家の数は、90年には14万戸、2005年には6.6万戸に減少している。

1戸当たりの平均栽培面積は70年0.37ha、90年0.46ha、05年0.59haと徐々に拡大しているが、日本のみかん畑は傾斜地が多く収穫作業が機械化していないため、経営規模の拡大には限界があり、日本のみかん農家は現在も零細である。経営規模別の農家数の変化をみると、全ての階層でみかん農家の数は減少しているが、特に小規模なみかん農家の数の減少率が高い(第1表)。

みかん農家の10a当たりの経営収支をみると、粗収益(販売額)は485千円で所得は221千円である(06年)。過去5年間の平均でみると、

**第2図** みかんによる所得(10a当たり)



資料 農林水産省「農業経営統計調査」

10a当たりの所得は168千円であり、日本のみかん農家の平均規模(0.59ha)で得られる所得は99万円である。戦後まもなくはみかんは儲かる農業部門であったが、70年代の生産過剰の時代は価格低迷に悩み、生産量が減少した今日でも、みかんはそれほど収益性の高い品目ではない(第2図)。

#### 5 課題と展望

日本のみかん農業は、生産過剰と輸入自由化の危機に対応して新品種の導入や栽培技術の向上による品質向上に努め、温州みかんは輸入オレンジに駆逐されることはなく日本の代表的果実としての地位を維持してきた。また、ネーブルなど温州みかんに代わるかんきつ類も導入し市場で一定の評価を得てきたし、ぼんかん、しらぬい、清見、ユズなど地域ブランドとなっているかんきつ類もある。

温州みかんは皮がむきやすく、手ごろな価格で購入することができ、今後も日本の冬の果実として根強い需要が続いていくと考えられる。しかし、みかんの価格は低迷しており、みかん農家は厳しい状況にある。今後、品質のさらなる向上や果汁・加工品の開発などみかんの需要開拓を進めるとともに、流通機構の改善などによりみかん農家の手取り所得を増やすことが大きな課題であろう。

(しみず てつろう)

# イタリアの農協

主任研究員 重頭ユカリ

## 1 はじめに

イタリアにおいては、農協や生協等あらゆる種類の協同組合が加盟可能な4つの全国連合があり、農協もほとんどがいずれかに加盟している。2006年末時点で、4つの全国連合に加盟している農協数は6,430組合、組合員数は約90万8千人、売上高は約350億ユーロであった(第1表)。農協合計の売上高は、イタリア国内の農業・食品産業の売上高の約3分の1を占めるという。

筆者は、昨年10月にイタリアの協同組合の全国連合の1つであるコンフコーペラティブの農協担当部署FEDAGRIと、同連合の加盟農協であるイゼラぶどう醸造協同組合を訪問する機会を得たので、そのヒアリング結果もふまえてイタリアの農協について紹介したい。

## 2 単協の現況

イタリアの農協は、分野ごとに設立される専門農協であり、牛乳・チーズ、野菜、果物、ワイン、畜産等の加工・販売を行う農協のほか、組合員に機械、種、肥料を提供したり、商品開発を行ったりする農協などがある。複

数の作物を作っている農業者が農協に加入する場合は、作物ごとに別の農協に加入するのが一般的である。

加工・販売を行う農協の役割は、組合員から農産物を集荷し、それを加工し、ブランド価値をつけて販売することである。組合員は加入する際に生産量のすべてを農協に出荷する契約を結び、農協は組合員に対して生産物の品質や生産方法等の管理を行う。

農産物取引のグローバル化が進展するなかで、イタリアでは農協間の合併が進むとともに、複数の農協が連合組織を設立する動きが盛んであるという。販売のための連合組織を共同で設立すれば、規模の小さい単協単独では難しい輸出等の販売活動を効率的、かつグローバルに行うことができるからである。

### (1) イゼラぶどう醸造協同組合

イゼラぶどう醸造協同組合(CANTINA D'ISERA)は、イタリアの北部トレント県のイゼラ村(人口約2,500人)に1907年に設立された。組合員はイゼラ村とその周辺のぶどう農家約230名で、全体で毎年約2,500トンのぶどうを出荷している。同農協の職員数は11名、年間売上高は約500万ユーロである。

組合員は、生産したぶどうを全量農協に出荷する契約を結んでいる。農協は、組合員が出荷してきたぶどうの品質を厳しくチェックするだけでなく、職員が組合員の畑をまわり品質管理に努めている。通常、組合員の加入・脱退は自由であるが、生産量が醸造施設の限界に達したため、過去3年間は新規の加入を受け付けていないとのことである。

同農協で生産しているワインのなかで、特にマルツェミーノというぶどうの品種から作られたワインはモーツァルトが愛したワイン

**第1表** 加盟する全国連合別にみた農協の概況  
(2006年末)

(単位 人,百万ユーロ)

		組合数	組合員数	売上高
全国連合の名称	コンフコーペラティブ(FEDAGRI)	3,716	527,500	24,680
	レガコープ(Agroalimentare)	1,242	224,830	7,029
	AGC(Agrital)	502	49,500	1,750
	UNCI(Ascat)	970	106,169	1,468
合計		6,430	907,999	34,927

資料 コンフコーペラティブ(FEDAGRI)のプレゼンテーション資料を引用

(注) ( )内は全国連合内で農協を担当する部署の名称

としても有名で、この地域の名産品である。同農協で生産するワインの75%は地元、20%がイタリア国内、5%が国外で販売されている。

## (2) コンセルヴェ・イタリア

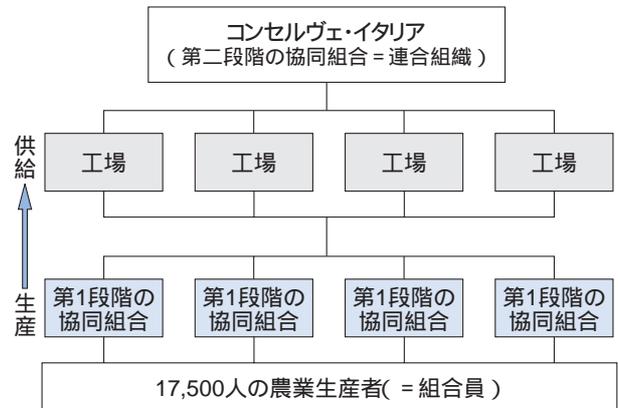
FEDAGRIでのヒアリングにおいて、傘下の複数の農協によって大規模な連合組織を設立している事例として挙げられたのがコンセルヴェ・イタリア (Conserve Italia) であった。コンセルヴェ・イタリアの設立は1976年にさかのぼり、当初は15農協の製品を販売するための連合組織であった。現在は、51の農協が参加しており、それらの組合員は合計約1万7,500人である (第1図)。

1994年以降、コンセルヴェ・イタリアは、販売に加えて製造業務も行うようになった。イタリアには20の州があるが、原材料となるりんご、桃、アプリコット、洋ナシ、豆、とうもろこし、トマト等の作物は8つの州で栽培されている。各地の農協の組合員が生産した作物は第1段階の農協を通じて集荷され、それらが原材料としてコンセルヴェ・イタリアが有する工場 (国内に8ヶ所) で飲料や缶詰・瓶詰に加工され、販売される。コンセルヴェ・イタリアにはヴァルフルッタ等の9つの食品ブランドがあり、飲料、野菜や果物の缶詰・瓶詰の分野で、イタリアの市場において主導的な位置を占めている。

2007年の年間売上高は約10億200万ユーロで、その内訳は41.7%がジュース等の飲料、20.6%がトマトをベースとする製品、15.8%が野菜の缶詰・瓶詰、14.0%が果物の缶詰・瓶詰、7.8%がその他である。売り上げの約63%は大手小売チェーンを通じて販売され、その他はホテル、レストラン、カフェ向け等に販売されている。

コンセルヴェ・イタリアは、70~80年代初めにかけては新しい工場の建設や品質管理に注力していたが、1983年のイギリス進出を皮切りに、ドイツ、フランス、スペインで企業買収を行うなど国際的な事業展開をしてい

第1図 コンセルヴェ・イタリアの構成



資料 Conserve Italiaのウェブサイト上の資料を翻訳のうえ、加筆

る。その製品の59%はイタリアで、41%がその他の国で販売されている。

## 3 全国連合の活動内容

以上みたとおり、小規模な農協から国際的な展開を行う連合組織まで規模は様々であるが、コンフコーペラティブには3,716農協が加盟している。コンフコーペラティブにおいて、農協については専門部署であるFEDAGRIが担当しており、イタリア政府やEUに対して加盟農協を代表する機能、農協への情報提供、特に法律の分野に関するサポート、農協運動の促進等の役割を担っている。

コンフコーペラティブの事務所は州や県レベルにも設置され、農協の担当であるFEDAGRIの職員が農協からの相談に対応する。

農産物の販売等の業務に関しては、農協あるいは複数の農協によって設立された連合組織が行っており、FEDAGRIはそうした業務には携わっていない。

全国連合は、コンフコーペラティブがキリスト教系、レガコープが共産主義系など思想的な背景によってそれぞれ設立されている。しかし、FEDAGRIによれば、近年では協同組合を振興するために全国連合間での協力が進んでいるとのことである。

(しげとう ゆかり)

## 最近の農業制度資金の動向と注目点

主事研究員 長谷川晃生

### 1 制度改正等の動向

農業制度資金は、農業政策の展開や農業環境の変化に対応するために制度改正や資金創設がなされてきた。

2002年には、農業の担い手が経営改善を図る場合に必要な長期資金を的確に供給することを目的とした見直しが行われた。主な内容としては、旧農林漁業金融公庫資金(以下「公庫資金」)のうちの農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)ならびに農業近代化資金等について借入手続・様式が統一化されたこと、また上記資金の貸付対象者を認定農業者と認定農業者以外に整理し、認定農業者に対して借入金利、融資率の面で優遇措置がとられたことが挙げられる。

06年4月には、国の農業施策が認定農業者、集落営農組織に重点化されることに対応して、スーパーL資金、農業近代化資金、農業改良資金の貸付対象者に一定の要件を満たす集落営農組織が明記された。

また国は、07年度から09年度までの3年間を集中改革期間として担い手の育成・確保に取り組むこととされ、認定農業者が借り入れるスーパーL資金、農業近代化資金のうち500万円超の貸付について無利子化措置が実施されている。さらに07年度には燃油・飼料高騰による一時的な経営悪化等に対応するための長期運転資金である「農林漁業セーフティネット資金」が公庫資金として創設された。

### 2 最近の貸出動向

主な農業制度資金の近年の残高は第1表のとおりである。07年度末で農業関係の公庫資金の残高は1兆4,534億円、農業近代化資金2,776億円、農業改良資金226億円となっており、農業近代化資金、農業改良資金は01年度末と比較すると残高が大きく減少している。公庫資金も全体では減少で推移してきたが、そのうちスーパーL資金については増加傾向にある。

第1表 主な農業制度資金の残高推移

(単位 億円)

年度末	公庫資金 (農業関係)	うち スーパーL 資金	農業近代 化資金	農業改良 資金
01	20,656	3,719	5,503	796
02	19,336	3,914	4,750	647
03	17,897	4,026	4,094	521
04	16,855	4,172	3,656	492
05	15,956	4,351	3,316	349
06	14,994	4,392	2,997	285
07	14,534	4,878	2,776	226

資料 農林漁業金融公庫「業務統計年報」各年度版 農水省調  
(注) 農業近代化資金は12月末の残高 それ以外は3月末残高

第2表 主な農業制度資金の新規実行額の推移

(単位 億円)

年度	公庫資金 (農業関係)	うち スーパーL 資金	農業近代 化資金	農業改良 資金
01	2,028	574	807	75
02	1,922	633	529	39
03	1,672	601	611	31
04	1,493	595	562	33
05	1,418	646	510	26
06	1,110	522	444	22
07	1,498	996	486	12

資料 第1表と同じ

新規実行額は06年度まではいずれの資金も減少傾向にあったが、無利子化措置の影響によりスーパーL資金、農業近代化資金は07年度に大きく増加した(第2表)。

とりわけ、スーパーL資金は06年度と比べるとほぼ倍増し、件数、金額ともに94年の資金創設以来最高となった。業態別にはいずれの金融機関でもほぼ倍増している(第1図)。業態別の取扱状況の変化をみると、新規実行額全体に占める公庫直貸の割合は01年度の34.3%から07年度の45.0%へ、銀行・信金は同時期に7.6%から13.9%へとそれぞれ上昇している。銀行・信金の割合上昇には公庫による地銀等との業務協力の進展が影響しているものと考えられる。

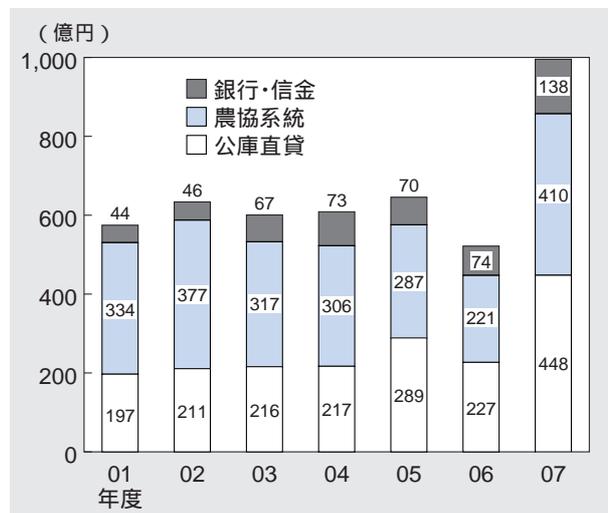
また農協系統、公庫直貸、銀行・信金の1件あたりの新規実行金額(07年度)を比較すると、農協系統1,278万円、公庫直貸2,785万円、銀行・信金4,606万円となっており、公庫、銀行・信金は大規模農業法人等の比較的資金借入規模が大きい先への融資が多いものと考えられる。

### 3 新たな無利子化特別枠等の創設

08年度補正予算により、スーパーL資金、農業近代化資金、農林漁業セーフティネット資金を対象とした新たな利子助成措置が08年11月から09年度までの時限措置として実施されることとなった。

スーパーL資金、農業近代化資金については、省エネ施設の取得等によりコスト削減を図る認定農業者に対して無利子化特別枠を創設するものである。農林漁業セーフティネット資金については、コスト低減に努力してい

第1図 スーパーL資金の業態別新規実行額の推移



資料 農林漁業金融公庫「業務統計年報」各年度版

る認定農業者、集落営農組織等が利用する場合に金利負担を軽減し、実質無利子で借入ができる。

07年度からの無利子化措置に加えて新たな利子助成措置が実施されたことで、今後とも経営体のスーパーL資金等の借入意欲は高まるものとみられる。

07年度中に借り入れた無利子のスーパーL資金等は、据置期間中は返済が発生することはない。しかしながら、スーパーL資金の07年度新規実行額のうち据置期間1年未満の割合が62.3%を占めることから、09年度以降に元本返済が始まる資金は多い。農業を取り巻く環境が厳しいなかで、一部経営体では借入金の返済が困難な状況が生じることも考えられることから、農協においては借入者の経営状況を適切に把握するとともに、管理・指導体制を一層充実させていくことが重要になるものとする。

(はせがわ こうせい)

## CO<sub>2</sub>排出量取引制度をめぐる内外の動向

主任研究員 荒木謙一

### 1 欧州の排出量取引制度の進展

欧州では、07年3月にエネルギーに関するEU行動計画を採択し、2020年までに温室効果ガスの排出量を1990年の水準と比べて少なくとも20%削減する中期目標を掲げている。その目標達成のための有効な手段と考えられているのが排出量取引制度である。

05年に導入された欧州連合域内排出量取引制度(EU-ETS)は、08年から新たな段階(第2フェーズ)に入っている。第2フェーズは、第1フェーズよりも排出量制限を厳しくするとともに、EU非加盟国であるノルウェーやスイスの参加も認めるなど、実際の排出削減につながるように、より考慮された制度となっている。また、航空関連の排出は現在対象から除外されているが、2012年以降に航空業界をEU-ETSに統合する法案が、EU閣僚理事会で08年10月24日に承認され、近く法案が成立する見通しとなるなど、制度の網を広げて実効性を高める努力も継続的に行われている。

### 2 動き出した日本の排出量取引制度

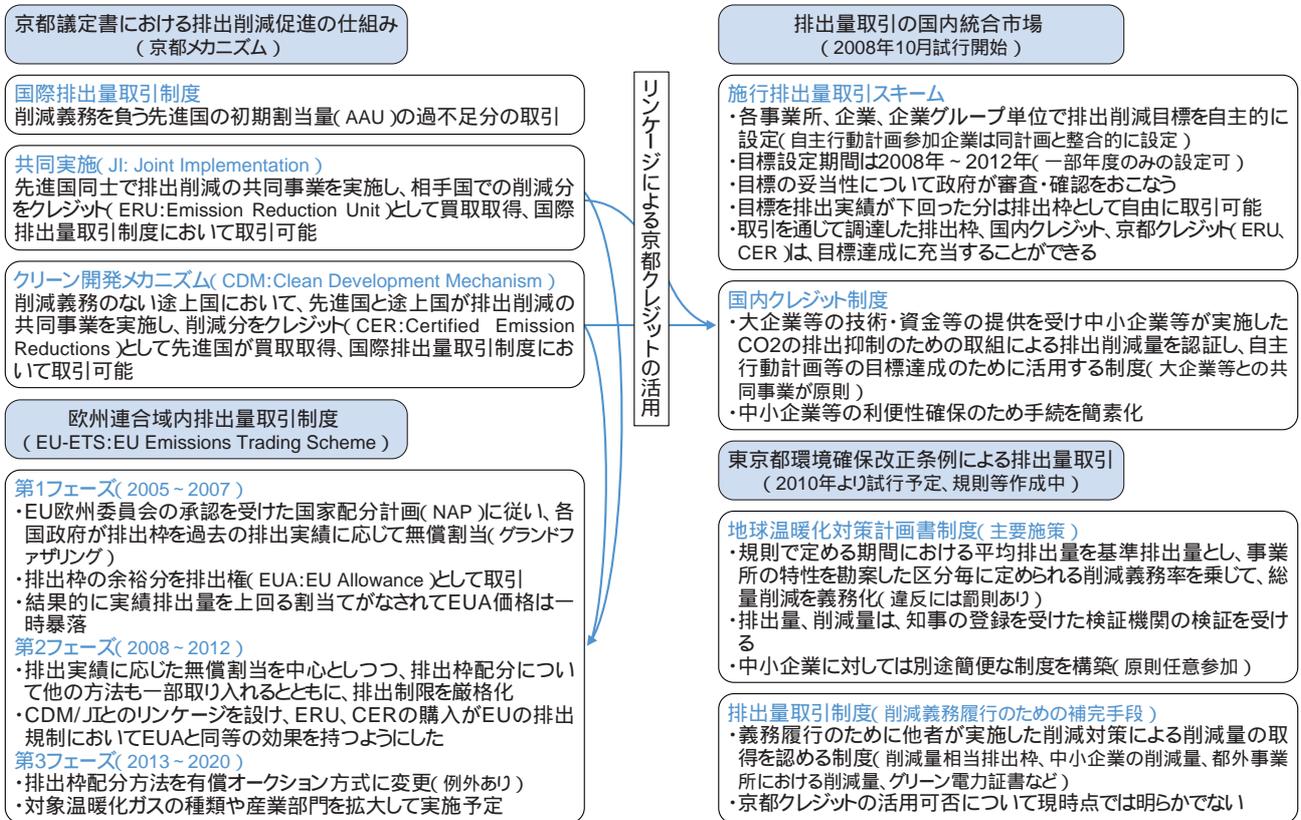
日本の排出量取引の国内統合市場は、洞爺湖サミット後の08年7月29日に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」で導入方針が定められ、10月21日から試行的実施が行われている。日本と欧州の制度を比較すると、EU-ETSは「キャップ&トレード方式」、つまり工場や施設に対して排出量の上限(キャップ)を排出枠として政府が割り当て、実際の排

出量がキャップを下回った場合に、その差分を排出権として転売(トレード)できるという方式を基本としている。日本でもこれに近い仕組みが採用されたが、企業(ないし業界団体)が自主的に削減目標を設定し、その目標をキャップとするという点では、EU-ETSよりも規制色が緩和されており、企業にとっては自由度が高い制度となっている。

また、日本では同時に「国内クレジット制度」も導入された。これは「ベースライン&クレジット方式」、つまり中小企業等が大企業等の共同実施者から資金・技術面での支援を受けて対策を実施することにより、対策を行わなかった場合の排出量(ベースライン)からの削減分(クレジット)を「創出」して大企業等に売却、大企業ではこれを自社の取組みに活用できるという制度である。クレジットの「品質」は、審査機関による事業審査と実績確認を経て、国内クレジット認証委員会による認証によって確保される。

地方自治体レベルでは、東京都の排出量取引制度導入に向けた独自の動きが注目される。東京都議会は08年6月に環境確保条例改正案を全会一致で可決成立、従来から実施してきた「地球温暖化対策計画書制度」の強化を図った。同制度は大規模事業所に対してCO<sub>2</sub>排出量の総量削減義務を課す一方、削減義務の補完的な履行手段として、排出量取引制度を導入した。条例改正に基づく新制度は2010年から試行される。東京都以外の地方自

**第1図** 国連京都メカニズムと欧州・日本の排出量取引の関連



治体の動きも見られるなか、地方自治体による制度が国の制度と並存することについて、一体的運用や制度統合を求める声が今後強まると思われる。長期的には、国と地方自治体の環境規制面での役割分担を明確にしたうえで、排出量取引の制度・市場インフラをひとつに収斂していくことが望ましいと考えられる。

**3 系統の温暖化対策**

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(温対法)で国が定めている「特定排出者」(温暖化ガスをCO<sub>2</sub>換算で年間3,000トン以上を排出する事業者など)は、排出量の算定と報告が義務づけられている。東京都の「地球温暖化対策計画書制度」では、燃料、熱および電気の使用量が原油換算で年間1,500kl以上の事業所が対象であるが、CO<sub>2</sub>排出量に換算すれば、基準は国の制度とおおむね一致する。

用量が原油換算で年間1,500kl以上の事業所が対象であるが、CO<sub>2</sub>排出量に換算すれば、基準は国の制度とおおむね一致する。

系統でただちにこの基準に達する組織は多くはなく、大規模事業を行う一部のJA、JA経済事業や酪農協等の県連合会や県本部、厚生農業協同組合連合会、農林中金、全共連などが該当するに過ぎない。しかし長期的には、温暖化対策の規制は強化される方向にあるのは間違いなく、現在規制対象となっていないからと言っても、将来も大丈夫とは言い切れない。また、地球規模の環境問題という性格からしても、各組織の自主的な取組みが一層望まれるところである。

(あらき けんいち)

# 新たな店舗戦略

## バリアフリー化を中心に

研究員 古江晋也

### 1 新たな店舗戦略

店舗の統廃合や不良債権処理にメドが付いた金融機関のなかには、05年ごろから店舗リニューアルに力点を置く金融機関が増加した。従来、金融機関店舗は事務処理を行う場所であるという認識が一般的であったのに対して、近年では顧客に対して資産運用やローンの相談業務を行ったり、金融機関の存在感を示す場所であるとの認識の下、コンサルティングルームを完備し、外観をガラス張りにした「見せる店舗」を開設し、顧客の来店誘致に力点を置くようになった。

個人リテール市場競争が激化するなか、都市部を中心とする金融機関店舗は今後も「見せる店舗」へとシフトしていくことが考えられるが、その一方で、これらの店舗に誰もが安心して来店できなければ、その役割を十分に発揮することができない。こうしたなか、店舗づくりにバリアフリー化を加味し、すべての人に使いやすく、優しい店舗づくりを目指している金融機関も増加している。

### 2 バリアフリー店舗の歴史的経緯

金融機関の本格的なバリアフリー店舗の嚆矢は、大分銀行・太陽の家支店である。同支店は1980年、別府市に本部を置く障がい者授産施設である社会福祉法人「太陽の家」の敷地内に設立された。同支店が設置された経

緯は障がい者雇用にあり、現在でも職員10名のうち2名が身体障がい者であり、テラー業務とオペレーター業務を担当している。

太陽の家支店では、段差のない幅のある通路、滑りにくい床、足元部分に車いすが収納できるつくりとなったテラーカウンター(写真1)、身長の高い人に配慮した記帳台などバリアフリーのためのあらゆる工夫が実施されている。また85年には、蒲郡信用金庫(愛知県)が「愛知太陽の家」に「太陽の家支店」を開設。現在も誰もが安心して来店できるバリアフリー店舗として利用されている。

ただし、これらの徹底したバリアフリー店舗は例外であり、多くの金融機関は段差の解消やスロープの設置などにとどまっていた。

しかし近年では、メガバンクや地方銀行を中心に店舗のバリアフリー化が実施されるよ



(写真1) 車いす対応のテラーカウンター  
(大分銀行太陽の家支店)

うになった。その背景には、CSRへの関心が高まってきたことに加え、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）の施行（06年12月）や各地方公共団体による「福祉のまちづくり条例」の制定といったバリアフリー関連法令の制定や顧客満足度の向上のための来店誘致の強化などを挙げることができる。

例えば、福岡銀行が店舗のバリアフリー化を本格化させてきた要因の一つには、誰もが安心して来店できる店舗づくりを実施することで店頭での顧客サービスの一層の向上を目指し、来店誘致の強化を図ることにある。同行博多支店では、目の不自由な顧客が凹凸に触れることによって店内を認識することができる触地図、車いすの利用者でも安心して利用できるポール型ボタンを採用したエレベーターや記帳台（写真2）、多目的トイレや授乳室などが設置されている。

### 3 バリアフリー店舗の意義

バリアフリー店舗へのリニューアルは、通常の店舗と比較してコストがかかることも事実である。しかし、バリアフリー化を実施した金融機関のなかには、来店顧客の利便性向上に加えて、人に優しい金融機関というブランドイメージが付加されたり、新聞・雑誌などに紹介されるなどのパブリシティ効果も期待できる。

ただし、店舗のバリアフリー化が行われても、店舗内部におけるこまやかな接客サービ



（写真2）車いす対応の記帳台（福岡銀行博多支店）

スや職員のチームワークの質的向上が伴わなければ、顧客の満足度を高めることにはならない。そこで、店舗のバリアフリー化を推進している金融機関のなかには、店舗リニューアルというハード面に加えて、接客サービスといったソフト面の強化にも取り組み始めているところも増えつつある。

店舗のバリアフリー化は、顧客満足度の向上のみならず、誰もが安心して社会参加ができる環境づくりの一環であることを考慮すれば、金融機関が本業を通じて行うCSR活動でもある。

#### <参考文献>

- ・古江晋也(2008a)「大分銀行のCSRへの取組みと店舗戦略」『金融市場』6月号
- ・古江晋也(2008b)「蒲郡信用金庫太陽の家支店について」『金融市場』9月号
- ・古江晋也(2008c)「多摩信用金庫における少子高齢化への取組み」『金融市場』11月号
- ・古江晋也(2008d)「福岡銀行のバリアフリーへの取組みと店舗戦略」『金融市場』12月号

（ふるえ しんや）

## カナダのコミュニティー、ブラジルの農村、日本のむら

元筑波大学 坪井伸広

この10年、カナダ、ブラジルの農村と深く付き合った。98年に農村活性化をテーマにカナダ側と共同研究を立ち上げ、主にオンタリオ州の農村を調査し、2008年に成果をとりまとめた。また、サンパウロ州に2006年7月から2か年滞在し、農村を歩きながら「ブラジル花卉産業史」の執筆、出版に従事した。オンタリオ州とサンパウロ州の農村での観察を踏まえて日本のむらを考えてみよう。

日本のむら（集落）は、昭和恐慌・戦時期および産業社会転換期の70年代を除き、明治以来近代化と民主化の障害とされてきた。80年代半ば以降はむらへの関心そのものが縮小した。むらはいま存亡の淵にあるが、それを傍観してはならないのであろう。

むらやコミュニティとは、たんなる居住者集団ではなく、人びとが共有する何らかの安心や信頼関係を基礎に、よりよい生活を目指す社会組織である。むらに関心を持つのは、この安心や信頼関係の累積こそが貨幣への信用を維持し、不安定な現代資本主義の崩壊を防ぐ最後の砦であり、むらの有無は安心や信頼関係と社会のあり様にかかわると考えるからである。

コーヒー、サトウキビの大農場開発に起源を持つサンパウロ州の農村社会は、20世紀初頭にあっても、解放奴隷、奴隷代わりの移民からなる大勢の農場労働者と一握りの農場管理者からなり、大農場主は都市に居住した。

この三者に運命共同体的な関係はなかった。日用品を農場が供給し、地域社会は農場ごとに分断されていた。

その後機械化で労働者が減少し、50年代後半以降の都市化、産業化と人口増加が経営者と労働者が農場内に居住する家族経営を増やした。彼らに日用品を供給する田舎町ができ、大都市近郊では都市中間層が別荘や土地を求めて転入、市街は大きくなった。

しかし、都市参入者の居住地は、塀と守衛常駐の門、常時巡回警備すなわち「かね」に守られたゲイテッド・コミュニティが転入先にすぎず、信頼関係によって結ばれたコミュニティにはならない。多くの低賃金労働者からなる農村の生活を守り、向上させるのは最低賃金の引き上げや労働環境を規制する「法」であり、住民の信頼に基づいた協同活動ではない。これがサンパウロ州農村の一つの原型で、日本やカナダの農村にみるむらやコミュニティはそこにはない。

ただ、法も「力」を基盤とするのではなく、人びとの信頼関係を背景にしてこそ真の効力を発揮する。言い換えれば、社会がむらやコミュニティからなるのか、単なる居住者集団にすぎないのかによって、治安、人びとの法に対する態度に差異が生じる。その背景を持たない法では文字表現だけが一人歩き、それに抵触しない行為は社会的に容認される。ブラジルでは裁判官、弁護士、政府高官

や警察官が法知識と権力を活用して法の裏をかき、網をくぐり抜け、あるいは法を逆手にとると多くのブラジル人が平然と語る背景はそこにある。同じ法治国家でありながらブラジルが日本やカナダとは異質な社会と感ずるのは、法の背景にコミュニティやそれが培う社会関係資本がないからであろう。ブラジルでは社会の基盤となる信頼関係は芽生えるさきから蝕まれてしまう。

カナダは4,000kmの国境でアメリカと接しながら銃社会ではなく、人口400万人のトロント大都市圏でも市民生活は平穏である。農村部ではいまでも家に鍵をかけずに外出する。オンタリオ州の農村はヨーロッパ移民の家族経営とその協同活動が作りだした社会で、最近まで人びとは無償労働によって道路・橋梁を管理、納屋を建設し、小麦や豆を収穫していた。収穫の協同労働は50年代にも存続し、その経験者がまだ健在である。また、60年代には学校と教会を中心に人びとは濃密な交流を持ち、生活と農業が維持されていた。さすがにいまこうした協同労働や交流はなくなりましたが、コミュニティで培われた人びとの関係と行動様式のすべてが消えたわけではなく、一部は農村に埋め込まれている。<sup>(注)</sup>

ブラジルは世界で治安最悪のグループに属する。サンパウロ市では銀行強盗や市街で拳銃殺人があってもニュースにならない。巻き込まれないために窃盗や強盗を目の前にしても人は黙視する。先のゲイテッド・コミュニ

ティーでも侵入者と警備員がつながり高い塀が役立たないこともある。信頼関係がなく、超えがたい貧富の格差のあるブラジルでは貧しい者は追いつめられているのである。

資本主義は、生産手段とコミュニティから「解放」された労働者を基盤とした。1929年の大恐慌を経て資本主義は足るを知り、欲望を抑制する文化からもついに人びとを解放し、大衆を大量消費に目覚めさせて現代資本主義に変わった。しかし、貨幣と資本主義は依然不安定であり、80年代以来の市場原理主義が近年のアメリカ金融資本とグローバリゼーションによって暴走し、世界を新たな危機に追い込もうとしている。この危機を乗り切るにはもはや過剰消費を加速する需要創出ではなく、資本主義や貨幣の背景にある人びとの安心や信頼関係に注目せざるを得ない。

人びとを前近代の社会から解放して成立したようにみえる資本主義は、実は、その社会的蓄積の上に築かれたのかも知れない。それに気付かずその基礎を蚕食して繁栄を作りだした。サンパウロ州は土台となるべき社会を破壊し尽くした移民がコミュニティを作り損ねた社会ともみえる。ただ、同じブラジルでも、ヨーロッパ移民が家族農場経営を展開する南ブラジルは様相が異なる。

むらやコミュニティが安心や信頼関係の醸成にどのようにかかわり、現代社会の維持に寄与しているのか。それを明らかにするために再び日本のむらに光を当てたい。

(つばい のぶひろ)

(注) 『カナダ農村3農場200年の軌跡』(農文協、2008年)が開拓以来のオンタリオ州農村の生活を描いている。

# 女性の力を結集し日々の工夫・商品開発力に強みを発揮

## 富山県立山町の「食彩工房たてやま」

調査第二部長 渡部喜智・主任研究員 荒木謙一

### 1 「何かやろう」という思いが出発点

霊峰「立山」連峰を背に、広がる新川平野の田んぼや畑。ここ富山県立山町に、農事組合法人「食彩工房たてやま」はある。同法人は、地元で収穫されるもち米や野菜などを主原料として使い、家庭に昔から受け継がれた製法で加工することをモットーに、地元の女性が集まって長年にわたり事業を運営してきた。近年は自然志向を標榜する後発の競合品も多くなり、大変だとは言いが、地道な事業の取組みにより、出資者である会員14名など20名近い働き手が日々、作業に精を出す。

同法人の事業の立ち上げは1989年にさかのぼる。前の代表理事であった西田弥生さんを中心に地元の女性が集まり、冬場にやる仕事も少ないなか、「みんなで何かやろう」という思いから始まった。「立山町農村女性グループ加工部会」を組織し、年々販売額を伸ばしてきた。97年には、地元生協からもちの定期注文が入るようになったことなどもあり、加工場兼事務所を新設。それまでJAや町の

施設を借用し分散作業していたのを一箇所で作れるようにするとともに、食品衛生管理上の対応力もレベルアップした。

そして、99年に県下初の女性起業の「農事組合法人」を設立し、翌年度には黒字化を達成、今日に至っている。地元女性がお金を出し合い組合法人の共同運営を行っていることは全国的にも注目されることだが、JAアルプスも協力を惜しまず、加工場兼事務所の土地の貸与など、様々な支援を行ってきた。JAや県との協力態勢も同法人がここまでやってくることが出来た大きな理由だと、現在の代表理事である安田さんは言う。

### 2 自然なものにとどまらない商品開発努力

同法人の売上構成は、もち加工品が9割弱、漬物が1割強である。

もち米は契約栽培の地元産「新大正糯米」<sup>もちこめ</sup>だけを使い、年間三百数十俵（一俵 60kg）を購入している。用途は、生もち用、寒もち用、大福や赤飯などのお祝い用がそれぞれ3分の1という構成である。また、漬物の材料の野菜は自分たちの畑で作り、自分たちも食べているものを基本的に使う。

ここに同法人が大切にすることのこだわりがある。しかし、家庭に受け継がれたやり方で作るといっても、防腐剤や保存料を使わないが故に、広く買ってもらう売り物として作るとなると簡単ではなく、当初は失敗・苦労もあったという。それを一つ一つみんなで工夫しながら、乗り越えてきた。

自然なものにとどまらない、旺盛な商品開



作業を終えた安田代表理事（左）と安川さん

発力も特筆すべきものがある。寒もちを例に取ると、焼く手間を省き電子レンジでの加熱で手軽に食べられるようにアレンジしている。また、家庭で作る寒もちはずっと平面にならないが、同法人のものは作業改善の結果、どれもまっすぐである。

さらに、いろいろな味わい・食感や色合いの寒もちを楽しんでもらいたいという発想から、黒豆入り、<sup>しんみなと</sup>新湊産しるえび入り、昆布入り、古代米入りや、小金色のくちなし入り、薄緑色のよもぎ入り、赤紫色の赤カブ入り、さらに薄茶色のコーヒー入りまで商品開発し、今や塩味で9種類、甘い味で11種類を数える。商品名やパッケージも地元になんだネーミングや図柄にすることを基本にしている。

最近のアイディア商品は、富山の薬売りの人が子供にあげていた紙風船と寒もちをドッキングさせたもの。紙風船のなかに寒もちを仕込み、電子レンジで加熱すると紙風船と寒もちが両方ふくらむという「かんもち紙風船」だ。これにより、「日本おみやげアカデミー賞」のアイディア賞も受賞した。手作り・自然なものという食文化の継承だけではなく、日々工夫を行っていく力があることが、同法人の特徴である。

### 3 みんなで相談・計画し助け合う組織風土

以上のような工夫の積み重ねや商品開発力が発揮できるのは、常日頃から相談し知恵を出し合う組織のあり方があるからだ。

作業グループは生もち加工、寒もち加工、漬物加工と週末の立山登山口のお土産屋などの販売グループの4班に分けているが、固定的なものではない。忙しければ、柔軟にグループ相互で手伝い、助け合う。

勤務日程は月に1回、給料支給日にそれぞれ



彩り豊かで自然な「食彩工房たてやま」の製品の一部（このほか、赤飯なども注文で製造販売）

れの都合を申し出たうえで、相談して決める。昔から続く地元の年中行事やお祝いごとなどで、近隣・親戚などに配るおもちなどを、朝7～8時に配達して欲しいという注文が入れば、寒い真冬でも自動車を駆って集まり、真夜中から仕事を始める。

01年からは、毎月の給料のほかに、会員には賞与も支給できているが、若手の女性がフルタイムで働くほどの仕事量はない。そのため、若手ほど他の職場へ移ることも多いという。会員も75歳を一区切りの定年としており、同法人の考え方・理念や発想を受け継ぐ若手を円滑に組織に引き入れ、後継者を育てていくことが今後の課題となろう。

同法人の製品は、事務所での直売のほか、地元の「道の駅」など10ヵ所でも販売されているが、将来的に独自の販売店舗を持つことが夢だと言う。同法人の自然でなつかしい味わいの製品は、立山登山などで富山県を訪れる多くの人々のお土産としても好評を得ている。富山訪問の際はもちろん、東京(有楽町の交通会館内「いきいき富山館」)でも購入できるので、是非ご賞味願いたい。

(わたなべ のぶとも・あらかし けんいち)

# 将来の酪農の担い手たち

## JA計根別青年部(北海道)

研究員 若林剛志

### 1 JA計根別青年部の紹介

JA計根別は根釧台地の北東部、中標津および別海町にまたがって位置している。根釧台地は北海道の中でも酪農が特に盛んな地域であり、北海道の生乳の4分の1がここで生産される。当JAの正組合員はほとんどが酪農に従事し、この一翼を担っている。

JA青年部は原則40歳未満のもので構成されており、現在69名が在籍している。特徴的なのは、部員全員が酪農に従事している点である。青年部では、1952年の創設当初から受け継がれる互助の精神と将来の経営者としての資質向上に重点を置いて活動している。

JAでは、青年部員は将来の酪農の担い手であり、彼らが将来JA運営の担い手となること、さらには地域のリーダーとして活躍していくことを期待している。もちろん青年部員も、その期待に応えようと努力している。

### 2 青年部の取組み

青年部の活動内容は多様であり、活動頻度も高い。酪農家は多忙と聞くが、この活動の多様さ、内容の濃さには驚かされる。

活動の柱は乳製品の消費拡大、交流、学習の3つである。乳製品の消費拡大への取組みの中心は、地域イベントの際に作るジャンボハンバーグである。それは1.8×1mの大きさにもなる。ジャンボハンバーグ作り自体は乳製品消費拡大運動ではないが、これに青年部が製造したチーズを載せたり、このイベントの際に実施される酪農および乳製品に関する知識の普及活動が拡大運動となっている。また、ロール看板(牧草ロールを利用した看板)に

よる広報活動も恒例となっている。

交流はスポーツを中心としている。球技大会のほか、青年部内の駅伝部会が中心となって地域の駅伝大会に参加している。

学習は、農協のステップアップ講座(酪農経営にかかる知識の習得講座)への参加が中心となっている。これは将来経営者となることを見据えての活動である。

このほかにも、部員間での牛の角切りや部員が病床にあるときの互助活動など見逃せない活動がある。これらの取組みは、青年部員が酪農という共通軸を持っていることから、

第1表 計根別農協青年部の1年間の主な活動

	全体の活動	ステップアップ講座参加	全体での会議
4月		第1回	通常総会 役員会 三役会・広報部会
5月	祭り参加 (ジャンボハンバーグ作り)	第2・3回	役員会
6月	肥料学習会 バスケットボール大会 新人歓迎会 近隣農協青年部との懇親会		
7月		第4回	三役会
8月	ソフトボール大会 小学生農業体験学習受入れ		役員会・三役会 駅伝部会
9月	祭り参加(3回) (ジャンボハンバーグ作り)		
10月	ソフトボール大会	第5回	役員会 広報部会
11月	ロール看板の設置 ボーリング大会	第6回	
12月	忘年会	第7回	
1月			三役会 広報部会
2月	消費拡大推進会議 農協と青年部との懇親会	第8回	
3月		第9回	役員会 三役会

(注) このほかに道青協および全青協での活動がある。



これが名物のジャンボハンバーグ

共通の課題および目的を持って活動できるという利点を活かしている。

今回、当青年部に関して筆者が取り上げるのは、酪農経営のための営農計画書の策定活動である。これはJA営農課が主体となって組合員向けに実施しているものであるが、策定に関わるのはほとんどが青年部員であり、将来の酪農経営者としての素養を磨く場となっている。

### 3 酪農の担い手・JA運営の後継者

営農計画書とは、各酪農経営の年間の活動計画および資金計画のことである。これを策定することによって、「ここを変更すればこれも変わる」、「この作業はこうすればあの部分の経営改善、コスト削減につながる」ということを知ることができる。これは将来の酪農経営者として必要不可欠のものであり、青年部に所属しているうちに経験を積んでおくことが求められる。青年部活動として皆で策定することで理解も速くなるし、これにより現経営者からの経営移譲に備えることができる。

しかし、営農計画の策定においては悩みもある。部員によれば、「便利な表計算ソフトの普及により、作業と経営改善のポイントとの連関が見えづらくなっている」という。手



ロール看板「乳製品でメタボ解消!!」

書きで計画を立案していた時代は、「ここを改善すればこれも変わる」といったように、それぞれの作業と費用の連関が手を動かすことですぐに身についた。しかし、手書き作成していた世代と比べ、表計算ソフトでしか計画を立てたことのない世代は、一部の修正が全体に影響を与えることは分かっていても、具体的にどこに影響するかを理解するまでに時間がかかってしまうという。

最終的には、互いに教え合って実践的な計画を全員が立案できるようにならなくてはならない。部員はこの活動を通じて、互助の精神と将来の経営者としての資質を磨いている。

### 4 訪問後記

雪が舞う12月に筆者を受け入れてくれたJA計根別青年部。当日は青年部役員にめでたいことが目白押しで、その中でもお子様誕生の知らせは最高のものであった。

さらに筆者が驚いたことは、彼らの腕の太さである。それは間違いなく多忙な酪農家の腕であった。

今、酪農経営は乳価低迷と生産費上昇という厳しい状況下にある。青年部で培った経験を、将来の酪農および将来のJA運営の担い手として是非活かしてほしいと切に感じた。

(わかばやし たかし)

(JA計根別HP <http://www.ja-kenebetsu.com>)

# 農協生産部会における環境適応の原動力

JAふくおか八女 八女電照菊部会

主事研究員 尾高恵美

今回紹介するJAふくおか八女の八女電照菊部会(以下「当部会」)は52年の歴史がある。50年以上の長きにわたって組織が存続するには、そのときどきの環境変化に迅速に適応することが欠かせない。適応に向けた取組みに踏み出すことに加えて、当部会のように部会員数173戸という大規模な共同販売組織の場合には、点の取組みを面として全体に広めることが重要になる。以下では、当部会における環境変化に適応するためのさまざまな取組みのうち、新品種導入に注目してそれを可能とした背景を考察することにしたい。

## 1 当部会の戦略

福岡県のJAふくおか八女の07年度における農産物の販売・取扱高は257億円である。花きの販売・取扱高は52億円であるが、このうち、40億円を電照菊が占めている。

電照菊とは、本来は秋に開花する菊を電照によって開花時期を調整して栽培したものである。国内主産地は愛知県と福岡県であるが、近年輸入が増加しており、農林水産省『花き流通統計調査報告』によると、06年度における輪菊の輸入量は全国の卸売数量の2.2%を占めている。

当部会は、葬儀用等の業務需要に対応するために、高品質な菊を年間を通じて安定供給するとともに、新しい優良品種による差別化を基本戦略としている。また、安全・安心な菊づくりへの取組みとして06年度には部会員

全員がエコファーマーの認証を取得した。

## 2 新品種の導入と普及のプロセス

### (1) 品種の導入

当部会が、卸売市場において確固たる地位を確立するきっかけとなったのは、01年に「<sup>ジンバ</sup>神馬」という品種を導入したことである。神馬は、純白で花持ちがよいため葬儀用に適している。当部会は、全国に先駆けて導入するとともに、神馬のシェアが拡大するように栽培方法を公開して全国的な普及を促進した。卸売市場における神馬の評価が上昇するにつれて、その先進的な産地である当部会の知名度は高まった。

しかし、神馬には品種の権利がなかったため、安価な中国産神馬の輸入が急増する中、輸入菊との差別化が図られる新品種の導入が課題となってきた。そこで当部会は、県の農業試験場と共同で新品種の開発を図り、その中から雪のような透明感のある白色で、水の吸収(水揚げ)が神馬より優れている品種「雪姫」を育成し、07年度に導入を決定した。

新しい品種を導入して共同販売するには、品種開発は無論であるが、生産者のチャレンジ精神や、部会内での栽培技術の高位平準化が必要である。

### (2) 若手生産者の部会運営への関与

当部会におけるチャレンジ精神を育む土壌として、部会青年部の活動、および若手生産者の意見が部会運営に反映される仕組みに注

目したい。

当部会では、JAの生産部会編入以前の八女市花き園芸組合時代の1971年に青年部を発足させた。青年部では、新しい技術を吸収するために研修や国内外の視察を行ったり、部会で導入すべき新しい品種や資材の試験を行っている。こうしたことを通じて、新しい事業に取り組むことが習慣化されている。

また、若手生産者の意見は支部定例会を通じて全体の部会運営に反映されている。当部会の支部は地区ごとに設置されており、支部定例会は全農家が参加して毎月1回開催している。部会役員会での決定事項の伝達とともに、支部の意見を集約する場と位置づけられている。新品種導入に関しても支部定例会での協議を経て決定されている。

制度化されているわけではないが、支部定例会には、農家の親世代ではなく、次世代が参加しているケースが多い。次代の当部会を担う若手の意見を部会運営に取り込むためである。部会役員は親世代が務めているが、支部定例会を通じて部会全体の運営に若手の意見や要望を取り入れる仕組みになっている。

### (3) 栽培技術の高位平準化の仕組み

当部会では、栽培マニュアルの作成、定期的な栽培方法の検討、品評会への参加によって、栽培技術の高位平準化に努めている。

新品種への移行を促進するために、部会内に栽培技術指導に関する専門部である指導部を設置し、青年部と協力して、栽培マニュアルを作成している。

また、栽培に関する課題に機敏に対応するために、支部の代表が参加して毎月2回会議を開催している。そこでは、各地区の生育状



施設での収穫作業の様子

況を報告するとともに、品種特性やそのときの天候に応じて栽培方法を検討している。

加えて、各種品評会は個々の部会員が技術を向上させる誘因となっている。部会青年部において年2回品評会が開催されるほか、福岡県の品評会(年3回)や九州地域の品評会(年1回)があり、個人として出品している。とくに12月に開催される「技術・ほ場の部」では上位入賞を目指して、部会員同士が技術を競うが、競うだけではなく、青年部では品評会の後に上位入賞者の施設を見学し、互いに学び合う機会としている。

これらの栽培技術に関する高位平準化の仕組みによって、個々の部会員が生み出した技術を全体に普及し、新しい品種への移行を円滑にしている。これにより、有利に共同販売することが可能となっている。

一般的に組織が大規模になるほど、出荷ロットが大きいために卸売市場での評価は高いが、部会員数が多いために変化への対応に時間がかかるという面もあろう。当部会では、若手生産者の部会運営への関与と栽培技術の高位平準化の仕組みにより新品種への円滑な移行を実現している。

(おだか めぐみ)

## 現地に見る大規模稲作経営

主席研究員 藤野信之

### 1 はじめに

日本の農業問題として水田作農業の構造改革の必要性が喧伝され、政策展開されている。

また、FTAやWTO交渉の進展に伴い、一部には日本の農産物輸入関税は撤廃した方が国益にかなうとの極論も聞こえる。

そこで、水田作農業の構造改革の現状を把握するため、既に経営展開している大規模稲作経営のいくつかについて実態を調査したので、その一つについて概況を報告したい。

### 2 大規模稲作収支の動向

大規模稲作(全国・5ha以上)における米価と生産費の関係をみると、米価と粗収益は食糧法施行(95年)以降も低下傾向にある。これに対して生産費も農機具費と労働費の減少を主因に低下してはいるが、年々収支尻(利ざや)と稲作所得は低下傾向にある(「米生産費統計」、農水省)。

### 3 北海道A経営体

筆者が08年10月に訪れたA経営体は、北海道南部に位置するB市に所在する。B市ではここ20年間で稲作農家数が55%減少する一方、稲作水田面積の減少は22%にとどまって、一農家当たりの稲作水田面積は7.3ha(1.7倍)に拡大した(販売農家、00~05年、「農林業センサス」)。品目横断的経営安定対策が導入された07年の前年には、6~7ha規模の農家が多く

離農した。北海道では政策対象となるための規模要件が10haであったことと(08年以降は規模要件の緩和等で救済可能性あり)、個々の経営規模が大きく集落営農が成立しにくい状況下で、政策がストレートに作用したものと考えられる。現在、管内では規模拡大志向が強く、優良農地は奪い合いの状態にある。

A経営体の経営面積は全て自作地の15haであり、稲作12ha(うち3haは有機栽培)のほか連作障害回避のためのスイートコーン1ha、有機玉葱1.5ha弱を作り、作業受託を2.5ha行っている。これを、家族労働力3人(夫婦と子息)を基幹として、年間45人日の臨時雇用でこなしている。機械装備はトラクター5台、田植機、コンバイン各1台で、米は40a区画の圃場に全て移植によって栽培しており、基幹労働生産性は5.8ha/人、稲作の労働生産性は19時間/10a(1日8時間換算で285日)である。まさに手一杯であり、近隣から耕作請負を頼まれるが、断らざるを得ない状況にある。効率化のためには圃場区画の拡大も考えられるが、当地は風が強く、1ha区画の圃場にすると湛水が一方に吹き寄せられてしまうという。これだけでも「規模拡大、圃場整備・大区画化による効率化」が机上で考えるほど容易でないことの一証左となろう。また圃場整備の関係では、泥炭湿地の乾田化のための暗渠排水化が高コストとなっている。

政策対応状況を見ると、担い手は認定農業者であり、生産調整実施、集荷円滑化対策、

収入影響緩和対策への参加・加入と、全てに対応している。

農協との関係を見ると、正組合員で稲作部に参加し、資材調達で6～7割、販売で7割(3割は消費者直販)の取引をしている。

米の販売単価は、農協出荷分が12,000円前後(玄米60kg当たり)、有機・直販分が22,000円で、推定生産量での加重平均値は14,577円となる。経営限界価格は、「半分を高値直販にして農協出荷分は9,000円」としており、この9,000円と現行の有機・直販単価22,000円を同率で低下させた16,500円とを平均して全体の経営限界価格を推定試算すると12,500円となる。

#### 4 日本の稲作農業のあり方への示唆

A経営体が日本の稲作農業のあり方へ示唆する問題点は二つある。

A経営体の年間最低期待所得は700～800万円であり、米生産費統計の「北海道・10～15ha」の生産費(06年産)で試算すると、A経営体の稲作所得は800万円弱となる。仮に米の輸入関税撤廃後の米価を9,000円<sup>(注)</sup>とし、経営限界価格との差額を補填するものとする<sup>(注)</sup>と60kg当たり3,500円の財政支出が必要となる。

二つ目は、大規模稲作経営体の多くが経営の収益性、自立性の高度化のために高付加価値米生産を志向することである。A経営体と同様のコスト・パフォーマンスを得るには、

有機栽培米や減農薬・減化学肥料の特別栽培米等の生産・販売を行うか、直販による

消費者販売価格での販売を行うか、あるいはその両者をあわせて行う必要がある。A経営体の販売価格の引上げも、現時点では3割の有機・直販によって支えられている。

いずれにしる、日本中の主食用米需要を宅配便による直販で全て満たすことは物理的にあり得ないから、日本の稲作全体が大規模化したと仮定すると、高付加価値米の生産割合を高めて販売単価を引き上げるか、設備投資を極力少なくして生産コストを抑えて収益性を高めるかという選択をすることになるものと考えられる。しかし、高付加価値米の競争が激化すればその販売価格は低下するものと見込まれ、大規模経営体の収益が持続的に保証されとは限らない。大規模稲作経営といえども、現行のコスト構造(インフラ、資材等投入価格の国際競争力劣後)は前提とせざるを得ず、稲作農業は仮に規模拡大を凶ったとしても輸入関税による保護が必要と考えられる。

一方、低価格の一般米の供給主体は、中小規模農家である。したがって、政策的にはこれらの農家の経営安定化も重要となる。水田経営所得安定対策では集落営農が担い手として認められ、対策2年度目の08年産で5,655団体、米だけについて見ると11.2万haが加入申請した(08年8月、農水省)。しかし、主食用米生産面積160万ha(08年、同)から見れば、そのカバー率はあまりに小さい。今後の日本の稲作農業の帰趨は、個別経営体とともに集落営農の組成、育成いかにかかっているとみえよう。

(ふじの のぶゆき)

(注) 中国からのうるち米SBS輸入平均価格の最高・最低年の平均8,610円(95～07年)、農水省資料から算出。

## 農林金融2008年12月号

### 「農商工連携」をどうとらえるか

(室屋有宏)

昨年から地域活性化のために農業者と中小企業者が連携する事業を国が支援する農商工連携事業がスタートし、一般の関心も徐々に高まっている。

しかし、農業と商工業は本質的に異なる性格があり、両者を産業として接続する一定の「仕組み・制度」が連携の成功には不可欠である。

農商工連携の成功事例を分析してみると、第一に地域と結びついた明確な理念や目的、第二にキーマンといえるリーダーの存在、第三に地域内部の協力、が重要な特長といえる。

農商工連携を地域的な広がりを持った「地域イノベーション」ととらえ、ビジネスとしての効率性と地域活性化を目指す地域の協力を相乗的に取り入れる関係構築が出来るかどうか、農商工連携の成否を決めるポイントである。

### 農商工連携と農協

(石田信隆)

農商工連携は、農林水産業と商工業の連携を強め相乗効果を発揮することで、地域経済の活性化を促進すると期待されている。

しかし、現在行われている事例からみると、農協が主体的に取り組む優れた例も出てきてはいるものの、それは全面的な広がりをみせるには至っておらず、受身の対応姿勢も根強い。

農商工連携は、輸入食品の増加や流通の変化のなかで、企業にとっても農協にとっても、環境変化を乗り越えるための重要な戦略になりうる。

国産農産物価格や生産の不安定性、新製品開発のリスクなど、連携の障害も少なくないが、長期的な視点からの戦略と位置づけ、お互いが知恵を出し合い歩み寄るような、「連携を育てる」姿勢で取り組むことが望まれる。

## 農林金融2009年1月号

### 2009年度の内外経済金融の展望

(渡部喜智・南 武志・荒木謙一)

米国・欧州など先進国経済の悪化が新興国経済に波及するなど、世界同時不況の様相が強まっている。加えて、リーマン・ショックを契機に勃発した金融危機により、リスクマネーの供給が途絶える事態に陥っている。こうした状況下、国内景気を牽引してきた輸出は今後一段と悪化することが見込まれる。また、企業は再びコスト削減姿勢を強めているほか、消費マインドの大幅悪化によって民間消費も低迷している。牽引役が不在の日本経済は、09年度いっぱい景気悪化が続き、本格的な景気持ち直しは10年度以降に持ち越されると見る。また、商品市況の大幅下落や需給悪化により物価は再び前年比下落に転じるだろう。

以上のように、09年度の経済情勢はかなり厳しい状況が予想される。

### 2009年度の組合金融の展望

(一瀬裕一郎・小田志保)

農協貯金残高の前年比増加率は08年度には2%台前半で推移したが、09年度には景気悪化のなかで農家所得が伸び悩むとみられ、農協貯金残高の伸びは鈍化する可能性がある。他金融機関からの預け替えや年金の、農協貯金増加財源に占める割合が大きいことから、09年度にも年金振込口座の獲得や利用者基盤の拡大に資する取組みが引き続き重要となる。

住宅ローンと地公体貸付が08年度の農協貸出金残高の増加を牽引した。09年度には、住宅ローンでは、金利先高感の後退のなかで、固定金利期間選択型など当面の金利負担が少ない商品での競争が強まるだろう。一方、地公体貸付では、地公体が政府資金から民間資金への借換えを進めることから、残高が引き続き伸長するとみられる。

## 農林金融2008年12月号

交流・グリーン・ツーリズムの変遷と今後の課題  
(栗栖祐子)

日本では、過疎・過密問題を背景に1970年代に交流政策が始まり、90年代初頭には中山間地域対策としてグリーンツーリズム政策が登場し、現在では、それらが一体的に取り組みられている。

近年の交流・グリーンツーリズムの特徴としては、女性・住民主体の取組みが活発化している、施設整備よりソフト事業が重視されている、人づくり・地域づくり運動として取り組まれている、国家政策として交流の位置づけが高まり、観光が重視され始めたこと、等があげられる。

現在、各地様々な取組みが行われているが、今後、交流・グリーンツーリズムのもつ経済効果をいかに継続的に住民の所得に結び付けていくのか、また、そのためにはどのような仕組みが必要なのかを検討することが必要だと考える。

## 農林金融2009年1月号

## 2009年の農業情勢の展望

(原 弘平)

2008年は世界的な穀物市況の高騰により、多くの貧困国において食料を求める暴動が発生するなど、世界の農業情勢に大きな変化の生じた年であった。

各国の農業政策面においても、WTO交渉の決裂、米国新農業法の成立、EUにおけるCAP中間見直し、中国における中期的農業政策の策定等、重要な変化が生じている。

わが国においても食料危機、食の安全性問題等を契機に食料自給に対する議論が急速に高まっており、09年には「食料・農業・農村基本計画」の見直しが予定されている。

本稿は、08年の世界の農業情勢の変化を概観し、それらを踏まえた今後のわが国の農業政策のあり方を考えたものである。

## 金融市場

## 2008年12月号

## 情勢判断

- 1 台頭の恐れが再浮上してきたデフレ  
～日本銀行は09年1～3月にも追加利下げへ～
- 2 年明け後も景気悪化懸念強くFRBは利下げを継続
- 3 経済・金融の動向

## 経済見通し

2008～09年度改訂経済見通し

## 今月の焦点

- 1 高齢者向け金融サービスを考える
- 2 住宅ローンを取り巻く最近の動き
- 3 金融政策の国際協調と欧州中央銀行
- 4 米国発金融危機に影響された大手金融グループの中間決算
- 5 福岡銀行のバリアフリーへの取組みと店舗戦略

## 2009年1月号

## 情勢判断

- 1 秋以降、急激な悪化を見せる国内景気情勢  
～牽引役不在で2009年は厳しい状況続く～
- 2 景気後退の進行を前に米FRBは大胆な政策採用
- 3 経済・金融の動向

## 経済見通し

2008～09年度改訂経済見通し

(2次QE後の改訂)

～実質成長率は08年度： 0.8%、  
09年度： 0.9%へ下方修正～

## 今月の焦点

- 1 千葉銀行における障がい者雇用とサービス体制の強化
- 2 金融システム安定化に挑むスイス国立銀行
- 3 急激に悪化する需給環境と再び浮上するデフレ懸念
- 4 2008年の主な出来事

---

農中総研 調査と情報 | 2009年1月号 (第10号)

---

編集・発行 **農林中金総合研究所**

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3

Tel.03-3243-7323 Fax.03-3279-7136

URL:<http://www.nochuri.co.jp>

E-mail:[yasuda@nochuri.co.jp](mailto:yasuda@nochuri.co.jp)